

各務原市地球温暖化対策実行委員会設置要綱

(平成13年10月16日決裁)

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定に基づく地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、この実行計画に基づいた事務事業の推進を図るため、各務原市地球温暖化対策実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の進行管理に関すること。
- (3) その他地球温暖化対策に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、市民生活部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、委員会の運営に必要な事項について意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の目的達成に必要な諸事項又は委員会から指示された事項について協議し、その決定事項について委員会に報告するものとする。

(幹事会の組織)

第7条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は、市民生活部環境室環境政策課長をもって充てる。

3 副幹事長は、企画総務部企画政策課長をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第8条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を統括する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事会の運営)

第9条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

2 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、幹事会の運営に必要な事項について意見を聴くことができる。

(部会)

第10条 幹事会は、必要により幹事会に部会を置くことができる。

2 部会は、幹事長から指示された事項について検討し、その検討事項について幹事長に報告するものとする。

3 部会は、職員の中から幹事長が指名する者をもって組織し、部会長は幹事長が指名する者をもって充てる。

(事務局)

第11条 委員会の庶務は、市民生活部環境室環境政策課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成16年9月10日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月10日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成21年9月9日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成２２年４月１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成２３年１月６日決裁）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年１月２０日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成２６年３月２５日決裁）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年７月６日決裁）

この要綱は、平成２７年７月１３日から施行する。

附 則（平成２９年３月６日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日決裁）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日決裁）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月３１日決裁）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

市長公室長 企画総務部長 健康福祉部長 産業活力部長 都市建設部長 水道部長 消防長 教育委員会事務局長 議会事務局長 監査委員事務局長 環境室長

別表第２（第７条関係）

市長公室秘書室長 企画総務部財政課長 企画総務部情報推進課長

企画総務部管財課長 健康福祉部福祉政策課長 産業活力部商工振興課長 都市建設部建設管理課長 水道部水道総務課長 消防本部消防総務課長 教育委員会事務局教育総務課長 議会事務局議会総務課長 会計課長 監査委員事務局参事
